

善通寺市自治集会場補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会等の健全な発展及び活動の促進に資するため、地域住民の活動拠点となる自治集会場を新築し、増築し、改修し、除却し、又は耐震診断を実施する自治会等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、善通寺市補助金等交付規則（平成5年善通寺市規則第28号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 市内の一定の区域に住所を有する住民の地縁に基づいて形成された団体であつて、善通寺市連合自治会に届出のあるもの（複数の自治会で構成される連合組織を含む。）をいう。
- (2) 認可地縁団体 市内の一定の区域に住所を有する住民の地縁に基づいて形成された団体のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けたものをいう。
- (3) 自治集会場 地域住民の集会等の自治会活動に使用するため、自治会等が設置し、運営し、及び維持管理する施設をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象事業、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助対象者は、別表第1のとおりとする。

(補助基準)

第4条 補助基準は、別表第2のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、善通寺市自治集会場補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（第2号様式）
- (2) 建築確認申請書及び建築確認済証の写し（建築基準法第6条第1項に該当する工事に限る。）

- (3) 見積書の写し
- (4) 設計図書（配置図、平面図、仕様書等）
- (5) 現況写真
- (6) 罹災証明書（災害により自治集会所が被災した場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定、通知等）

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を決定したときは、善通寺市自治集会场補助金交付決定通知書（第3号様式）により、その決定の内容及びこれに付する条件、指示を申請者に通知するものとする。

（補助事業等の遂行）

第7条 申請者は、補助金交付決定の内容及びこれに付された条件に基づき、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

- 2 申請者は、市長が必要と認めるときは、善通寺市自治会集会场補助事業着手届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助事業等の内容の変更等）

第8条 申請者は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、直ちに次に定める手続をしなければならない。

- (1) 第5条に規定する書類の内容又は記載した事項に変更があるときは、善通寺市自治集会场補助事業変更申請書（第5号様式）により承認を受けること（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、善通寺市自治集会场補助事業中止（廃止）申請書（第6号様式）により承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けること。

（変更、中止又は廃止の承認、通知等）

第9条 市長は、前条第1号又は第2号に規定する申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、承認の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の変更、中止又は廃止を承認したときは、善通寺市自治集会場補助事業変更承認通知書（第7号様式）又は善通寺市自治集会場補助事業中止（廃止）承認通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 申請者は、補助事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、善通寺市自治集会場補助事業実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第10号様式）
- (2) 検査済証の写し（建築確認申請が必要な場合に限る。）
- (3) 竣工後の写真
- (4) 工事請負契約書の写し（請負契約を締結した場合に限る。）
- (5) 領収書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（検査）

第11条 申請者は、前条の規定による実績報告をした後、完成検査を受けなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、第10条の規定により実績報告書が提出された場合において、当該補助事業等の成果が補助金等交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、善通寺市自治集会場補助金交付確定通知書（第11号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定により補助金等の額を確定した後、補助金を交付するものとし、申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、善通寺市自治集会場補助金交付請求書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、第6条第2項に規定する補助金の交付の決定の通知をした後において補助金の全部又は一部を概算により交付することができる。
この場合、申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、善通寺市自治集会所補助金概算交付請求書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による補助金の概算交付を受けた申請者は、第10条に規定する書類を提

出した日から10日以内に、補助金の精算をしなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金等の返還)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付を受け、新築し、増築し、改修し、又は耐震診断を実施した自治集会場を、自治集会場以外の目的の使用に供したとき。
- (4) 他から重複して補助金の交付を受けたとき。
- (5) 前各号に定めるものを除くほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、補助金の交付の目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

- (1) 新築又は増築 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に掲げる建物の耐用年数
- (2) 改修 5年（ただし、当該自治集会場が過去に新築の補助金を受けている場合であって、新築に係る処分制限期間の残存期間が5年を超えるときは、その残存期間とする。）

2 市長は、前項ただし書の承認を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の善通寺市自治集会場補助金交付要綱の規定は、施行の日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 3 条関係)

交付対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助対象者
新築又は増築工事	自治集会場の 新築又は増築 に要する経費	総事業費の 3 分の 1 以内 (災害による被災の場合は、 2 分の 1 以内)	300 万円 (災害による被災の場合は、 450 万円)	認可地縁団体
改修工事	自治集会場の 改修に要する 経費	総事業費の 2 分の 1 以内 (災害による被災の場合は、 4 分の 3 以内)	100 万円 (災害による被災の場合は、 150 万円)	自治会等
除却工事	自治集会場の 除却に要する 経費			
耐震診断	自治集会場の 耐震診断に要 する経費	—	136,000 円	

備考 補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 2 (第 4 条関係)

基準種目	基準内容
一般	1 補助事業について事前に市の承認を受けるものとする。 2 次に掲げる経費は、補助対象としない。 (1) 自治集会場の用地の取得、造成、整地又は借用に要する経費 (2) 既存の建物を解体し、又は移転して自治集会場を建築しようとする場合における当該建物の解体又は移転に要する経費 (3) 建物を借用して自治集会場としている場合における当該建物の改修に要する経費 (4) 消耗品及び備品の購入又は器具類の取替え及び点検に要する経費 (5) 自治集会場用地内の倉庫、外付けの掲示板、門、塀その他の外構工事等の自治集会場建物の附属工作物に要する経費 3 別表第 1 の補助事業は、他の補助事業と併用することはできない。 4 天災、火災等により保険が適用される場合は、保険適用外を補助対象とする。
事業別	1 新築又は増築工事

新築又は増築工事とは、自治会組織の活性化を目的として、活動の拠点となる自治集会場の新築（既存自治集会場の建替えを含む。）又は一部を新たに建築する工事をいう。

- (1) 新築又は増築工事の対象となる集会場用地は、認可地縁団体名義で保存登記を行うものとする。（保存登記できない場合は、用地等の所有者と当該用地使用等の契約を締結しておくこと。）
- (2) 工事の施工は、認可地縁団体において工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び図面に基づき所定の請負代をもって、申請年度内に工事を完了すること。
- (3) 増築を伴う改修工事は増築工事とする。
- (4) 市長は、補助事業に関し説明を求め、又は検査を行うことができる。

2 改修工事

改修工事とは、経年劣化等により機能不全になっている既存の自治集会場の一部を修繕及び補修、交換等により建物機能を建築当初の水準まで復旧することを目的とする工事及び耐震化、バリアフリー化その他の既存自治集会場の機能を向上させることを目的とする工事をいう。また、建物機能を保全する目的で実施する工事を含むものとする。

- (1) 総事業費20万円以上の工事を条件とする。
- (2) 改修工事の対象は、次に掲げるとおりとする。

ア 主要構造部

屋根、壁、柱、はり又は階段

イ 主要構造部以外

天井、間仕切り壁、床（下地を含む。）、内部及び外部建具又は雨戸

ウ 設備関係

建築時に家屋と構造上一体となって取り付けられ、家屋の効用を高める建物附属設備（給排水設備、電気設備、ガス設備、衛生設備等）

エ バリアフリー化工事

手すり・スロープの設置、和式トイレから洋式トイレ又は身障者用トイレへの改造、段差解消等

オ 機能保全工事

白アリ防除、屋根防水、外壁塗装等

- (3) 改修工事による補助金交付を受けた施設は、当該補助金の交付決定日から起算して5年間、改修による補助金の交付を受けることができない。ただし、天災等により被害を受けた場合で、緊急を要する場合及び耐震診断に基づく耐震改修工事を実施する場合を除く。

3 除却工事

除却工事とは、自治集会場を管理運営する自治会等の会員の減少等により、自治集会場の利用頻度が低下し、維持管理していくことが困難な場合において、自治集会場を管理運営する自治会等の意向に基づき自治集会場を解体し、跡地を更地として活用する目的で実施する工事をいう。

- (1) 総会資料など自治集会所を管理している自治会等における住民の多数の同意を示す書類を提出すること。

	(2) 除却工事の補助対象範囲は、建物の解体、撤去及び整地に係る経費とする。 (3) 除却後、自治集会場用地は更地として、原状回復する。 4 耐震診断 耐震診断とは、耐震診断技術者（建築士の資格を有し、国、県等の定める建物状況調の講習を受講した者）又は建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する構造設計一級建築士が実施する住宅の地震に対する安全性の評価するものをいう。 (1) 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した自治集会所を対象とする。 (2) 耐震診断等の結果報告書の写しを提出すること。 5 災害特例 災害特例とは、別表第1に規定する補助事業を実施する場合において、当該補助事業に係る原因が災害によるものであるときは、別表第1の括弧書きのとおり補助率及び補助金額上限を引き上げるものをいう。 (1) 災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害のうち、国から激甚災害の指定を受けたものをいう。 (2) 災害により被災した自治集会場の補助事業は、発災から1年以内に罹災証明書を添して申請しなければならない。
--	---